

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）
実施要領

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）交付要綱（20170120財資第12号）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

（目的）

第 1 条 県は、再生可能エネルギーの地産地消と地域貢献を図る再生可能エネルギー設備導入事業を行うことにより、地域における再生可能エネルギーの利活用と地域活性化を推進する民間事業者（以下「事業者」という。）に対し、事業に要する経費の一部を補助する。

（補助金交付申請）

第 2 条 交付規程第 5 条に基づき補助金の交付を希望する者は、交付規程様式第 1 に別表 1 に掲げる書類を添えて提出するものとする。

（補助事業の選定）

第 3 条 県は、予算の範囲内において、提出された交付申請書等により審査選考を行い、補助事業の選定を行うものとする。

（事業着手）

第 4 条 事業者による補助事業の着手は、県の補助金交付決定通知の日以降に行うものとし、当該通知前に着手した事業に係る経費については補助対象外とする。

（実績報告）

第 5 条 補助事業者は、交付規程第 13 条に基づき、交付規程様式第 7 に別表 2 に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(関係書類の提出先)

第6条 事業の実施に係る補助金交付申請書等の関係書類の提出先は、県企画調整部エネルギー課とする。

(補助事業完了後の報告義務)

第7条 補助事業終了後においても、補助事業者は県の求めにより、設備運用状況等を報告しなければならない。設備運用状況等の報告の内容及び期限等については、別途知事が定めるものとする。

(その他)

第8条 補助事業の実施につき運用上の疑義が生じた場合は、その都度県と事業者が協議し、互いに円滑な運用に努めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和7年11月13日から施行する。